

### 3. クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を指定しました

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防げるにもかかわらず、熱中症による救急搬送人員は全国で毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える水準で推移しています。

こうした中、国は気候変動適応法を一部改正し、市町村長が地域において「クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を指定できる制度を設けるとともに、現行の熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報)の一段上に創設した「熱中症特別警戒アラート」(熱中症特別警戒情報)が発表された場合には、公表している開放可能日等において、当該指定施設を開放することを義務付けました。

本市においても、暑さをしのげる場所・施設を広く利用できることは有効な熱中症対策となることから、市域における一部の公共施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、暑熱から避難でき、涼める場所として、施設を開放します。

**運用期間** 4月24日(水)～10月23日(水)

※毎年、4月第4水曜日から10月第4水曜日まで

**開放施設** 下記一覧のとおり

**開放日等** 熱中症特別警戒アラート発表時に開放(休館日含む)

※開放時間(基本的には通常の開館時間)および受入人数等については、市ホームページに掲載。

市ホームページ



**内 容** 常時冷房を行っているロビー等で、椅子・ソファ等を設置し、涼んでいただく。

**そ の 他** 本市独自の取り組みとして、熱中症警戒アラートが発表された場合は、クーリングシェルターおよびその他の一部の公共施設を「涼みどころ」(指定暑熱一時休憩所)として開放します。(休館日除く)

#### ◎クーリングシェルターの一覧(4月24日現在):26カ所

- |            |             |            |                 |
|------------|-------------|------------|-----------------|
| ・荷揚複合公共施設  | ・鶴崎市民行政センター | ・大南市民センター  | ・植田市民行政センター     |
| ・大在市民センター  | ・坂ノ市市民センター  | ・佐賀関市民センター | ・野津原市民センター      |
| ・大分東部公民館   | ・大分西部公民館    | ・大分南部公民館   | ・南大分公民館         |
| ・鶴崎公民館     | ・大南公民館      | ・植田公民館     | ・大在公民館          |
| ・坂ノ市公民館    | ・野津原公民館     | ・明治明野公民館   | ・J:COM ホルトホール大分 |
| ・コンパルホール   | ・市教育センター    | ・市歴史資料館    | ・市美術館           |
| ・市上下水道局本庁舎 | ・市保健所       |            |                 |



「クーリングシェルター」および「涼みどころ」については、  
 県有施設を含む公共施設の追加指定や民間施設の公募等  
 を行い、随時指定していきます。

## 《参考》熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)とは

気候変動適応法の一部改正(令和5年5月12日公布、令和6年4月1日施行)により、創設されたもの。

気温や湿度などに基づく「暑さ指数」が都道府県内の全観測地点で3.5以上になると予想され、「熱中症による重大な健康被害の恐れがある」場合に、環境省が前日の午後2時頃に都道府県単位で発表する。(熱中症警戒アラートは、都道府県内のいずれかの観測地点で暑さ指数3.3以上になると予想される場合に発表。)

熱中症特別警戒アラート等の運用期間中に、熱中症特別警戒アラートが施設の所在する区域に発表されたときは、クーリングシェルターの管理者は公表された開放可能日等において、当該施設を開放することが義務付けられた。